

添付書類6 別表 JRR-3設工認要否判定表 (1/10)

Table with columns for technical standards (e.g., 236, 33, 34, 1-1, 1-2, 57, 1-3, 176, 44, 1-4, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 362, 363, 364, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19) and rows for equipment specifications (e.g., 1. 試験研究用等原子炉施設の一般構造, 2. 耐震構造, 3. 原子炉本体の構造及び設備).

一：当該事項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
△：当該事項の要求事項に適合すべき設備等が施設にあり適合性を要することを示す。
○：当該事項の要求事項に適合すべき設備等が、要求事項に施設からの変更なく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性を要しないことを示す。
×：新規要求事項であるが、過去の設工認または現在申請中の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつかぬことを示す。
◎：当該事項の要求事項に適合すべき設備等がなく適合性を要しないことを示す。

Table with 4 main columns: (1) Gas waste disposal facilities, (2) Liquid waste disposal facilities, (3) Solid waste disposal facilities, and (4) Main types of in-house management facilities. It includes a technical standards table and a detailed compliance matrix for various equipment items like detectors, pumps, and storage tanks.

一：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
＊：新規要求事項であるが、過去の設工認または現在申請中の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつくもの。
×：当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

添付書類 6 別表 JRR-3 施工認要否判定表 (9/10)

264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302

Table with columns for technical standards (技術基準規則の条項), items (項・号), and various equipment categories (機器・設備) such as water irradiation, gas irradiation, and neutron analysis. Rows include items like '耐震重要度', '安全上の重要度', and '新規基準前に既に竣工申請済みのもの'.

一：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。

×：新規要求事項であるが、過去の竣工認または現在申請中の竣工認で要求事項を満たしていることの説明がつかないことを示す。

◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。

添6別-9

303 304 305 306 307 309 310 312 313 349 349-2 349-3 314 315 316 317 318 338 319 329-1 329-2 330 331 332 339 340 341 342 343 334 326

技術基準規則の条項	項・号	又、その他試験研究用等原子炉の付属施設の構造及び設備																								
		(2) 主要な実験設備の構造										(3) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止のための設備					(4) その他の主要な事項									
		機器・設備					機器・設備					機器・設備					機器・設備									
		CNS		原子炉建家諸セル			実験用諸セル		実験利用諸セル		給水設備(建家内)	可搬型発電機	可搬型ポンプ	ホウ酸	空気呼吸機等	商用電源系*	受電設備(油断警報装置)	重水保管	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*	圧縮空気設備*
耐震重要度	C	B	-	-	-	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C	-	-	-	-	-	
安全上の重要度	PS3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	MS3	-	-	-	-	-	
設工認申請	-	13	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	-	-	-	-	-	-	7-4	9-2	7-4	9-2	7-4		
新規基準前に設工認申請済みのもの	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○		
新規/既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	新規	新規	新規	新規	新規	新規	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
第1、2条	適用範囲、定義																									
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設																									
第4条	停止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持																									
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤																									
第6条	地震による損傷の防止	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第7条	津波による損傷の防止																									
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止																									
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止																									
第10条	試験研究用等原子炉施設の機能																									
第11条	機能の確認等																									
第12条	材料、構造等																									
第13条	安全弁等																									
第14条	逆止め弁																									
第15条	放射性物質による汚染の防止																									
第16条	遮蔽等																									
第17条	換気設備																									
第18条	試験研究用等原子炉施設																									
第19条	適用																									
第20条	溢(いつ)水による損傷の防止																									
第21条	安全避難通路等																									
第22条	安全設備																									
第23条	炉心等																									
第24条	熱遮蔽材																									
第25条	一次冷却材																									
第26条	核燃料物質取扱設備																									
第27条	核燃料物質貯蔵設備																									
第28条	一次冷却材処理装置																									
第29条	冷却設備等																									
第30条	液位の保持等																									
第31条	計測設備																									
第32条	放射線管理施設																									
第33条	安全保護回路																									
第34条	反応度制御系統及び原子炉停止系統																									
第35条	原子炉制御室等																									
第36条	廃棄物処理設備																									
第37条	保管廃棄設備																									
第38条	原子炉格納施設																									
第39条	実験設備等																									
第40条	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止																									
第41条	保安電源設備																									
第42条	警報装置																									
第43条	通信連絡設備等																									

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備等が施設に無いことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設からの変更はなく、既設をそのまま使用するため（もしくは他の回の申請で説明するため）適合性説明を省略することを示す。
 ※：新規要求事項であるが、過去の設工認または現在申請中の設工認で要求事項を満たしていることの説明がつかぬもの。
 ×：当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。